

別 表 1 法に基づく「騒音特定施設」の種類(法施行令別表第一)

1 金属加工機械
イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。)
ロ 製管機械
ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)
ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン(30重量トン)以上のものに限る。)
ヘ セン断機(原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)
ト 鍛造機
チ ワイヤフォーミングマシン
リ ブラスト(タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。)
ヌ タンブラー
ル 切断機(砥石を用いるものに限る。)
2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
4 織機(原動機を用いるものに限る。)
5 建設用資材製造機械
イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)
ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)
6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
7 木材加工機械
イ ドラムバーカー
ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
ハ 碎木機
ニ 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
ホ 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
ヘ かな盤(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)
8 抄紙機
9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10 合成樹脂用射出成型機
11 鑄造型機(ジヨルト式のものに限る。)

(注)「0.74kw」が「1馬力(HP)」に、「1重量トン」は「9.8キロニュートン」に相当します。

なお、特定施設の種類のとくに()書きがない特定施設はすべてのものが届出対象施設となります。「3馬力(HP)」は、換算計算で求めると「2.22kw」です。「2.25kw以上」とはなりませんので、届出対象施設であるか否かの判断にはご注意ください。

別 表 3 条例に基づく「騒音特定施設」の種類(条例施行規則別表第11)

特定施設の名称	公 称 能 力
1 石 材 切 断 機	すべてのもの。
2 セメント製品成型機	建設用資材製造機械に限る。
3 木 材 加 工 機 械	
イ 帯 の こ 盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上 15kw 未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75kw 以上 2.25kw 未満のものに限る。
ロ 丸 の こ 盤	//
ハ か ん な 盤	原動機の定格出力が 0.75kw 以上 2.25kw 未満のものに限る。
4 鋳 型 造 型 機	ジョルト式のを除く。
5 圧 縮 機	空気圧縮機にあつては原動機の定格出力が2.25kw 以上 7.5kw 未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機にあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。
6 送 風 機	原動機の定格出力が 2.25kw 以上 7.5kw 未満のものに限る。
7 クーリングタワー	原動機の定格出力が 1.5kw 以上のものに限る。
8 バーナー	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 20 リットル以上のものに限る。
9 脱 水 機	原動機の定格出力が 1.5kw 以上のものに限る。
10 段ボール製造機械	すべてのもの。

(注) 原動機の定格出力の換算方法は、別表1と同じ方法で行います。

別表1 法に基づく「振動特定施設」の種類

1 金属加工機械
イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
ロ 機械プレス
ハ セン断機(原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。)
ニ 鍛造機
ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5kw 以上のものに限る。)
2 圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
4 織機(原動機を用いるものに限る。)
5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。)
並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。)
6 木材加工機械
イ ドラムバーカー
ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。)
7 印刷機械(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。)
9 合成樹脂用射出成形機
10 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)

(注)なお、特定施設の種類のと後に括弧書きで規模等を指定していない特定施設は、すべてのものが届出対象施設となります。